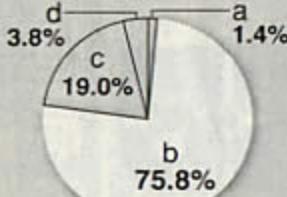


## 歯科医に保険請求の正しいルールを聞くと…

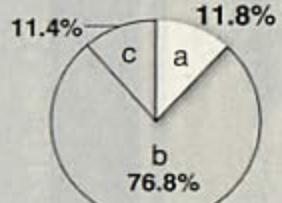
## メタルボンド

- a. すべて自費診療とし、全額患者負担とする
- b. 土台の形成作業以降から自費診療とする
- c. かぶせ物にかかる費用のみ自費診療とする
- d. わからない、無回答



## インプラント

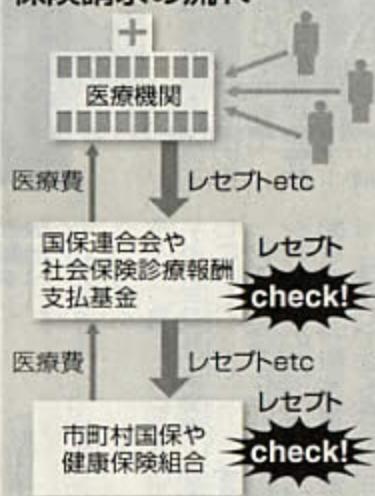
- a. すべて自費診療とし、全額患者負担とする
- b. インプラント手術前までのみを保険診療とする
- c. わからない、無回答



※保団連北信越ブロックが平成17年11月に行った会員アンケートより作成

## 多い過請求・誤請求

## 保険請求の流れ



ためた。  
ただ、このような勘違い、拡大解釈による保険請求が放置されている背景には、チェック機能の低さがあると指摘されている。

医師は診察で使用した薬剤や技術料をレセプト（診療報酬明細書）に記入し、そのレセプトは公的組織でチェックされる（図左）。だ

患者にとって、本来自費

が「ない」（厚生労働省医療指導監査室）のだ。

不正がみつかる。それで、自費診療分を保険請求したような不正は、患者に聞かなければチェックできない」と話す。

平成十六年度、不正請求などで保険医取り消し処分を受けた歯科医療機関は十九機関。不正請求分の六千九百円の返還を求められた滋賀県の歯科医院では、特定の患者の受診回数を実際に多くしたり、診療内容を別物にするという不正請求

請求する不正を行っていた。ある歯科医はこう証言する。「自費診療分を保険請求する歯科医は私の周りに

「一般的な治療でも、正確率は75%、高度な治療法になると、10%前後まで落ちる」  
保険医の集まりである保険医団体連合会北信越ブロックが昨年十一月に行ったアンケートで、「歯科医に保険請求が理解されない」実態が浮き彫りになった。

例えば、一回目の連載で紹介した差し歛の一種（メタルボンド）は、歯科独特

医が行う、ごく標準的な治療なのだが、「正解」にあたる「歯茎に設ける土台の形成作業以降は全額患者負担」を選んだのは、回答し

た二百人超の開業歯科医のうち75・8%。「かぶせ物の材料費だけを自費請求する」という、本来以上の保険請求を選んだ人は19%に上った。

インプラント（a）の骨に土台を固定させる義歯）

アンケートを担当した保団連北信越ブロックによると、正答率が低い原因是「昭和五十一年の厚生省通知が拡大解釈されている」

このため、治療法によって保険適用になったり、ならなかつたりする歯科の土台形成のような行為については、「チェックのしよう

が、この書類は保険請求をするためのものだから、保険でどのような治療が行われた今まで記されていない。

大手メーカーの健康保険組合幹部は「診療報酬支払基金が問題なしとしたレセプトでも、われわれの再チェックで0・3%の割合で

求をする歯科医の間で、患者負担額に差が出で不公平が生じる。こうした不公平は、保険診療を土台から崩すことになりかねない。

ある歯科医はこう証言する。「自費診療分を保険請求する歯科医は私の周りに

## 歯科の現在



• 3 •

（飯塚隆志）

歯科は、医科に比べて保険外診療の比率が高いのですが、なまっているケースもありそうです。背景には、旧厚生省（現・厚生労働省）が出た通知の拡大解釈があるようで、誤請求・不正請求に対するチェックの甘さが指摘されています。

混合診療が、保険請求の混乱要因となつてゐる面もある